

平成 17 年 8 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社夢真ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 鎌田 博史  
(コード番号 2362 大証ヘラクレス)  
問合せ先 財務経理部 部長 島田 健司  
(TEL 03-3983-5664)

日本技術開発株式会社の企業価値及び株主利益向上に向けた  
今後の方針に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 7 月 20 日より、日本技術開発株式会社（以下「日本技術開発」といいます。）の株式を対象とする公開買付（以下「本件公開買付」といいます。）を実施しておりますが、同月 29 日における東京地方裁判所決定（以下「東京地裁決定」といいます。）を踏まえ、これを最大限尊重する観点から、本日、今後の方針を下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 今後の方針

東京地裁決定は、「基準日の株主が株式分割によって効力発生日に受けることとなる株式をも公開買付により取得することができる」と述べ、当社が実施する本件公開買付の適法性について金融庁見解を追認した上で、「株主に対する情報提供の観点からみると、日本技術開発としては、夢真 HD からの業務提携の協議の申入れに真摯に応じることによって、より十分な情報を入手することもでき、場合によっては会社ひいては株主全体利益の向上に資する業務提携の協議が進展した可能性があったことは否定できず、夢真 HD からの協議の申入れに対する日本技術開発の対応については疑問の余地がないとはいえない」と判示し、会社及び株主全体利益の向上のためには真摯な対応により協議を行うことが重要である旨を述べています。

そこで、当社は、日本技術開発現経営陣に対し、先ずは、①司法判断により適法性が確認された本件公開買付の結果=8 月 12 日現在の株主の皆様の判断を尊重し、かつ、8 期連続で PBR 1 倍割れ経営を継続してきた事實を真摯に受け止めて、当社と誠実に提携協議を行うよう、再度の申し入れを行います。

さらに、当社は、日本技術開発現経営陣に対して、②当社が東京地裁決定にいう「必要な情報提供」を適切に行うことができるよう、会計帳簿等各種資料の提出を求めるのでこれに協力すること、さらには③平成 17 年 9 月開催予定の日本技術開発の定時株主総会（以下「本定時株主総会」とい

います。) が本件公開買付の結果を踏まえて公正に運営されることを求めます。

また、当社は、これとは別に、日本技術開発と当社との企業提携について日本技術開発の関係者から広くご意見・ご要望等を頂いていきます。

## 2. 日本技術開発現経営陣への申し入れ

当社は、日本技術開発現経営陣に対し、具体的に、以下の申し入れを行います。

### (1) 当社と誠実に協議を行うこと

当社は、日本技術開発の現経営陣に対し、本件公開買付終了後の具体的日時を指定して、日本技術開発と当社との企業提携についてトップ会談を行うよう申し入れます。

### (2) 当社が求める会計帳簿等各種資料の提出に協力すること

当社は、日本技術開発と当社との企業提携による効果について、すでに HP 上で当社見解を公表しておりますが、より詳細かつ具体的に検討するため、会計帳簿等各種資料の提出を求めるので、日本技術開発の現経営陣に対し、これに協力するよう申し入れます。

### (3) 本定時株主総会において本件公開買付の結果を踏まえた運営を行うこと

当社は、日本技術開発の現経営陣に対し、本定時株主総会が本件公開買付の結果を踏まえて公正に運営(日本技術開発現経営陣が推薦する候補者とは別に、当社が推薦する候補者についても、取締役等の選任議案に含めて上程すること等)されるよう申し入れます。

## 3. 日本技術開発の株主の皆様のご意見等を募ります

当社は、日本技術開発の株主の皆様の声を、日本技術開発と当社との企業提携における施策全般の参考とさせて顶くため、当社との提携に対する反対意見も含めて、同社の株主の皆様からのご意見・ご要望等の募集を開始します。ご意見・ご要望等は、当社代表取締役会長佐藤宛に直接郵送(郵便番号 170-6032 東京都豊島区東池袋 3-1-1 32F サンシャイン 60 内郵便局)又は電子メール(satoh@yumeshin.co.jp)で送付して頂くこととしております。

## 4. 日本技術開発の従業員の方々のご意見等を募ります

当社は、日本技術開発従業員の方々の声を、日本技術開発と当社との企業提携における雇用・人事政策に反映させるため、当社との提携に対する反対意見も含めて、日本技術開発従業員の方々からのご意見・ご要望等の募集を開始します。ご意見・ご要望等は、当社代表取締役会長佐藤宛に直接郵送(郵便番号 170-6032 東京都豊島区東池袋 3-1-1 32F サンシャイン 60 内郵便局)又は電子メール(satoh@yumeshin.co.jp)で送付して頂くこととしております。

## 5. 日本技術開発が発行する新株予約権に対する考え方

日本技術開発は、平成 17 年 7 月 29 日付け取締役会において、当社が保有する株式の希薄化をもたらす新株予約権の発行(但し、その発行は本定時株主総会において本新株予約権の発行が特別決議により承認されることを条件としております。)を決議し、公表しております。

仮に本定時株主総会で本新株予約権の発行が承認された場合、当社は、日本技術開発との企業提

携を断念し、当社が保有する株式を、市場を通じて売却する予定です。

しかし、本定時株主総会において株主の皆様の信を問うにふさわしい公正な総会運営がなされない（＝偏頗な総会運営がなされる）ことが明らかになった場合には、本新株予約権の発行に対し、差止請求も含めた法的措置を検討する所存です。

以上